

○ 海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について（平成 31 年 4 月 1 日保国発 0401 第 2 号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第 1 ～第 3 （略） 第 4 外国人被保険者に係る <u>資格確認書</u> の交付に関する留意事項について 外国人被保険者に対し <u>資格確認書</u> を交付する際は、海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の適正な支給を確保する観点から、国民健康保険の被保険者資格と関連する在留期間を確認し、 <u>資格確認書</u> の有効期限について、当該外国人被保険者の在留期間内に設定するよう努めること。	第 1 ～第 3 （略） 第 4 外国人被保険者に係る被保険者証の交付に関する留意事項について 外国人被保険者に対し <u>被保険者証</u> を交付する際は、海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の適正な支給を確保する観点から、国民健康保険の被保険者資格と関連する在留期間を確認し、 <u>被保険者証</u> の有効期限について、当該外国人被保険者の在留期間内に設定するよう努めること。